

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

新年明けましておめでとうございます。前回から、「暴力団対策法」で規制されている暴力的要求行為の規制等について解説しています。今回は、法9条の8号から13号で規制されている暴力的要求行為の禁止の代表的事例を紹介しています。以前にも取り上げていますが再確認していただければと思います。

さて、令和4年はどのような年であったでしょうか。そして、令和5年度はどのような年になるのでしょうか。

当県民会議は、暴力追放推進センターの使命を全うするため、努力してまいりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

1 暴力的要求行為の禁止(法9条～以下の3要件を満たす行為が禁止される。(代表的27事例の紹介)

- (1) 行為の主体が指定暴力団であること。
- (2) 「その者の所属する指定暴力団等の威力を示す」という手段、方法を用いること。
- (3) その行為が法9条各号に定める暴力的要求行為であること。

### ⑧ 不当要求債務免除要求行為

不当に、ないしは社会的妥当性を欠く方法で債務の免除や履行の猶予を要求する行為

### ⑨ 不当貸付け及び手形割引を要求する行為

金銭貸付け業者及びそれ以外の者に、不当に、ないしは社会的妥当性を欠く方法で金銭の貸付けや手形の割引等を要求する行為

### ⑩ 不当金融商品取引要求行為

金融商品取引会社等が拒絶しているにもかかわらず金融商品取引、又は通常よりも有利な条件で金融商品取引を行うことを要求する行為

### ⑪ 不当自己株式買取等要求行為

株式会社に対し、自己株式の買取り又はそのあっせんを要求し、株式会社の取締役等に対し、拒絶しているにもかかわらず、買取り・あっせんを要求する行為

### ⑫ 不当預貯金受入要求行為

銀行や信用金庫、農業協同組合等、預貯金の受入れ業務を営む者が拒絶しているにもかかわらず、預貯金の受け入れを要求する行為

### ⑬ 不当地上げ行為

正当に使用する権利に基づいて、建物やその敷地を使用している者に対し、その意志に反して明渡しを要求する行為